

契約の保証について

設計金額100万円以上の工事については、落札者となった場合に、請負代金額の10分の1以上(ただし、低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、請負代金額の10分の3以上。以下同じ。)の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを提供いただくことになります。

契約の保証を提供できない場合には、契約を締結することができなくなりますので、御承知ください。

- ① 契約保証金の納付
- ② 有価証券等の提供（利付国債に限る。）
- ③ 金融機関の保証
- ④ 前払保証事業会社の保証
- ⑤ 損害保険会社の履行保証保険
- ⑥ 損害保険会社の履行保証証券（履行ボンド）

入札前に……

落札者になった場合に、どの契約の保証を選択するか、あらかじめ検討をお願いします。また、金融機関、損害保険会社を利用される場合は、保証の引受審査が必要になることがありますので、事前に保証機関に相談されることをお勧めします。

なお、1つの契約について、2種類以上の契約の保証の組合せを選択することはできません。また、請負代金額が2倍以上に変更された場合、原則として、契約の保証の追加が必要となりますが、この場合も、当初契約において選択した契約の保証でお願いすることになりますので、御承知ください。

落札者になったら……

入札担当者に対して、直ちにどの契約の保証を選択するか申し出て、指示を受けてください。契約の保証は、落札者となった日から7日以内に工事請負契約書案の提出と併せて、提供いただくことになりますので、迅速な手続をお願いします。

なお、工事請負契約書案については、頭書の契約書中「工期」「契約保証金」及び「契約年月日」の欄は空欄とし、その他必要事項を記入、押印の上、提出してください。

契約の保証ごとの具体的な手続は

- ① 契約保証金の納付
 - ・ 入札担当者から納入通知書を送付しますので、納入通知書に請負代金額の10分の1以上の現金を添えて、県の指定金融機関等で納入してください。入札担当者に直接現金を持ってこられても、受け取れませんので、御注意ください。
 - ・ 県の指定金融機関等で現金を納入すると、領収書が発行されますので、工事請負契約書案に当該領収書を添えて、入札担当者に提出してください。
 - ・ 以上の手続を経て、納入された金額、納入日等が適正であれば契約締結となりますが、領収書は、工事完成時の保管金還付請求の際、必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ② 有価証券等の提供（利付国債に限る。）

- ・ 提供しようとする利付国債のコピーを添付して、保管有価証券提出書を入札担当者に提出してください。なお、利付国債の総額面金額が請負代金額の10分の1以上であることを十分確認してください。
- ・ 保管有価証券提出書の内容が適正であれば、利付国債を提供する日時、窓口を入札担当者から連絡しますので、当該日時、窓口地利付国債を持参してください。なお、この際、支払期日の到来している利札は、切り離しておいてください。
- ・ 窓口地利付国債を提供すると、有価証券保管書が発行されますので、工事請負契約書案に当該保管書を添えて、入札担当者に提出してください。
- ・ 以上の手続を経て、提供された利付国債の額面金額、提供日等が適正であれば契約締結となりますが、有価証券保管書は、工事完成時の保管有価証券還付請求の際、必要となりますので、大切に保管しておいてください。

③ 金融機関の保証

- ・ 銀行等(※注1)に保証を依頼し、保証書が発行されたら、直ちに入札担当者に保証書を提出してください。
- ・ 提出された保証書の保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

④ 前払保証事業会社の保証

- ・ 前払保証事業会社に保証を依頼し、保証証書が発行されたら、直ちに入札担当者に保証証書を提出(※注2)してください。
- ・ 提出された保証書の保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

⑤ 損害保険会社の履行保証保険及び履行保証証券(履行ボンド)

- ・ 損害保険会社に保険契約締結又は保証を依頼し、保険証券又は保証証券が発行されたら、直ちに入札担当者に提出してください。
- ・ 提出された保険証券又は保証証券の保険・保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保険・保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

(注1) 銀行等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中金、商工中金、信用協同組合、農協、水産業協同組合等である。

(注2) 保証契約番号と認証キーの送信による電子保証の利用も可能とする。詳細は愛媛県ホームページ「建設工事及び建設工事関連業務における保証証書の電子化について」(下記アドレス)を参照のこと。

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7541.html>